

## 東京大学住宅都市再生研究センター内規

令和8年4月1日

プロボスト裁定

### (趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第16条、第17条及び第18条に基づく室等について(令和8年3月19日総長裁定)第2条第2項に基づく組織としてプロボストオフィス機構等運営委員会の下に設置される東京大学住宅都市再生研究センター(以下「センター」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

### (目的)

第2条 センターは、気候変動、少子高齢化その他現代社会が直面する複合的な課題に対応した持続可能な住宅及び都市の実現に向けて、産業界との連携により住宅及び都市の再生に資する技術の革新及び制度の改革を先導するとともに、社会課題の解決に寄与する研究成果を導出し、もって現代の住宅及び都市が抱える多様な課題の解決に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 住宅市街地及び都市の再生デザインに関連する各研究分野を横断する新たな学術領域の形成及び再生手法の創出
- (2) 現代の住宅及び都市が抱える諸課題の解決に向けた研究の推進
- (3) 住宅及び都市の再生並びにマネジメントに必要な政策の提言及び制度の設計
- (4) センターにおける研究成果の社会への発信

### (組織等)

第4条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、本学の教授及び特任教授のうちからプロボストが指名する。
- 3 センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けた場合における後任の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 5 センターに、兼任教員、特任教員、特任研究員、事務職員、特任専門員及び特任専門職員を置くことができる。

(運営委員会)

第5条 センターに、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、本部協創課及び本部協創企画課で行う。

(補則)

第7条 この内規に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。